# 認定こども園における園外活動時の安全管理に関する留意事項

認定こども園における散歩等の園外活動は、園児が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会を設ける上で重要な活動である。

この園外活動が、安全に配慮された上で行われるよう、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)及びその解説において示している内容とあわせ、安全管理に関する留意事項を以下のとおりお示しする。

# 1. 認定こども園における園外活動について

- 〇 認定こども園において、散歩等の園外活動を行うことは、園児が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要である。
- 園外活動を行う際には、園児の発達やその時々の状態を丁寧に把握し、一人一人の園児にとって無理なく充実した体験となるよう、指導計画に基づいて実施することが重要である。
- 〇 この上で、園外活動の際には、公園等の目的地や認定こども園までの移動時も含めて、安全に十分配慮することが必要となる。
- 〇 園児の発達によって、身体の大きさ・運動能力・視野等の周囲の状況の認知の特性、交通ルールの理解等は変わってくる。園外活動の計画時、実際の活動時を通じて、乳幼児の特性を踏まえた対策をとることが重要である。

# 2. 園外活動における具体的な安全管理の取組

(安全に園外活動を行うための取組)

- 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、園児の 発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事 前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制 とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対 策を実施する。
- ※ 園外活動における具体的な安全管理の取組の例として、特に園で日常的に行われる る散歩時の安全管理の取組(例)を別紙1に示す。

なお、遠足等の園外活動を行う際も、同様に園児の安全管理に留意することが重要である。

〇 事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて、学校安全計画等を作成し、全職員の協力体制の下、日常的な安全点検や安全に関する指導等を積み重ねていくことが重要である。また、あと一歩で事故になるところだったというヒヤリ・ハットした出来事を記録、分析し、事故予防対策に活用することが大切である。

### (事故発生時の対応に関する日常の備え)

- 事故が実際に発生してしまった際に適切な対応を行えるよう、緊急時に職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(危機管理マニュアル)を作成し、全職員の共通理解を図る。さらに、職員に対する救急救命講習や、事故対応に関する実践的な訓練及び園内研修の機会を設けるなど、事故発生時の対応についても、日頃より取組を行うことが重要である。
- 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を、保護者や消防、警察、医療機関等の関係機関との間で整えておく。緊急時に協力や援助を仰げるよう、日頃から地域の中で様々な機関や人々と関係を築いておくことも大切である。
- ※ 園外活動を含む認定こども園での事故防止及び事故発生時の対応については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン~施設・事業者向け~」(平成28年3月)も合わせて確認すること。
  - ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン~施設・事業者向け~」(平成28年3月)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\_hoiku/pdf/g
uideline1.pdf

### (園児に対する安全の指導)

○ 園児が交通安全の習慣(例えば、道路の端を歩くこと、急に走り出さないこと、 交通状況を確認すること等)を身に付けることができるよう、日常の生活における 具体的な体験を通して、交通ルール(信号に従った行動、横断歩道の使用等)に関 心をもたせるなど、年齢に応じた適切な指導を繰り返し行うことが求められる。こ の際には、地域の関係機関と連携して、園児が交通安全について学ぶ機会を設ける など指導の工夫を図るとともに、家庭においても交通安全の習慣を身に付けられる よう、保護者との連携を図ることが重要である。

# 散歩時の安全管理の取組(例)

#### (1) 事前準備

- 散歩の経路、目的地における危険箇所の確認
  - ・交通量、道路設備、工事箇所等を確認し、事故の危険がある場所の確認を行う。
  - ・また、危険な動植物と接触する可能性がある場所、不審者との遭遇に注意すべき場所についても確認を行う。
  - ・特に、日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔が空いた場所については、事前の下見を行う。また、経路に変更がないとしても、工事等により危険箇所が新たに発生する場合もあることに留意する。
  - ・確認した箇所については、記録を付け、他の職員への情報の共有につなげる。

## 〇 危険箇所等に関する情報の共有

- ・危険箇所の確認を通じて得られた情報を全職員で共有し、認識の共有を図る。
- ・認識の共有に当たっては、危険箇所の一覧表や散歩マップ(目的地までの想定 経路、病院・交番・AED 設置場所等の情報を含む。)の作成、現地の写真の活用 等の工夫を行うことが考えられる。
- ・また、園の周辺の安全に関する情報を、保護者や地域住民、関係機関と共有することも重要である。

#### 〇 散歩計画の作成 (※散歩計画の例は別紙2参照)

- ・散歩の目的地、ねらい、行程(時刻、経路、所要時間)、園児の人数、引率者等 について計画を作成する。
- ・この際には、共有された危険箇所を元に、安全な目的地や経路を設定する。
- ・園児の年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員間の役割分担を確認する。

#### (2) 出発前

# ○ 天気、職員体制、携行品等の確認

- ・当日の天気を確認する。天気にあわせた持ち物等の準備が必要かについても確認する。
- ・事前に作成した散歩計画に、当日の状況(天気、園児の人数、引率者)を反映 する。
- ・職員間で安全対策や園児に関する事項について、情報共有を行い、役割分担を 確認する。
- ・必要な携行品を所持しているか、また、適切に作動するかについて確認を行う。

携行品については、必要に応じて、複数職員で携行する。

- ※ 携行品の例:救急用品、携帯電話、緊急連絡先リスト、園児の名簿、 防犯ブザー、ホイッスル、筆記用具等
- ※ 園ごとの状況に応じ、必ず携行する持ち物、状況に応じて携行する持ち物を整理しておくことも重要。
- ・ベビーカーや散歩バギーの乗車時の安全確認を行う。ブレーキやタイヤの点検 を行うとともに、ベルトの使用や適正な乗車人数等、適切な使用方法について 確認する。

## 〇 園児の状況等の確認

- ・園児の健康状態を確認の上、散歩参加の可否を判断し、実際に散歩を行う園児 の人数を確認する。
- 個別に配慮が必要な園児の有無について確認する。
- ・迷子等の緊急時に備え、出発時の園児全員の服装を確認する。必要に応じてカメラによる撮影等を行い記録する。
- ・園児の服装について、安全性、体調、天気や気温等への配慮(裾を踏んで転倒 したり、フード等が遊具等に絡まったりひっかかったりする恐れがないか、暑 すぎたり寒すぎたりしないか等)といった観点から確認し、衣服の調節を行う。

# 〇 園に残る職員等に対する情報共有

・出発する前に、散歩計画に実際の出発時刻等を記入し、園長等の責任者や園に 残る職員と散歩に出発した旨を共有する。

#### (3) 道路の歩き方

### 道路を歩く際の体制・安全確認等

- 車道の歩行は避け、歩道の白線の内側、ガードレールの内側を歩く。
- ・職員は園児の列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、職員は園児より 車道側に位置し、園児が車道から遠い側を歩く等のルールを決め、移動する。
- ・交差点、歩道の切れ目、曲がり角、一時停止場所等では、一時停止し、安全確認を行う。
- ・交差点等で待機する際には、車道から離れた位置に待機する。また、ガードレールの有無等の状況について注意を払う。
- ・道路や踏切の横断時には、特に安全確保に注意を払い、職員の位置取りや園児 の列の組み方、横断に必要な時間等に注意を払う。
- ・ベビーカー等を使用する際には、指、腕、頭を挟んだり、ぶつけたりしないよう注意する。また、停止時にはブレーキがかかっていることを確認する。
- ・常に道路周囲の状況、危険物、障害物の有無を確認し、駐車中の車・バイク等、

動植物、落ちているごみ等に園児が触れる可能性に注意を払う。

- ・自動車や自転車とすれ違う際には、止まって待つ。また、歩行者等とすれ違う際、相手が手に持っているもの(傘、カバン、たばこ等)に園児が接触する可能性に注意を払う。手をつないでいる場合には、一列になる。
- ・階段昇降時には、状況に応じて、園児同士がつないでいた手を離し、個々のペースで昇降できるようにする。段差があるなど園児がバランスを崩しやすい個所では、園児の発達等に応じて、転倒しないようそばについて手助けをしたり、声をかけ見守ったりする。

## (4)目的地

#### 〇 現地の状況確認

- 構造物や植え込み等による死角の有無を確認する。
- 遊具等に危険が無いか安全点検を行う。
- ・ガラス片や犬・猫の糞、たばこの吸い殻等の危険物や不衛生なものが無いか確認し、除去する。
- ・他の利用者と譲り合って利用し、スペースを共有する。

### 〇 園児の行動把握

- ・園児の健康状態を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて 水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。
- 道路等へ飛び出さないように注意する。
- ・遊具等を利用する際には、園児の発達を勘案し、特に安全確保に注意を払う。
- ・砂場では、砂を目や口に入れないように見守る。
- ・不審者には近づかないよう注意を払う。

### 園児の人数や健康状態の確認

・目的地への到着時や出発時に加え、必要に応じて人数や健康状態を確認する。

# (5) 帰園後

### 園児の人数、健康状態等の確認

- ・園児の人数を確認する。
- ・園児の健康状態、ケガの有無を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには 必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。

#### 〇 帰園の報告

・帰園後、散歩計画に実際の帰園時刻等を記入し、園長等の責任者や園に残る職員と散歩から帰った旨を共有する。

# 〇 散歩後の振り返り

- ・散歩経路や目的地に新たな危険な場所を見つけたり、伝えておくべき情報があったりした場合には、職員間で共有する。
- ・個々の園児について、保育上の配慮等に関する気づきがあった場合には職員間 で共有する。
- ・散歩時に園児のケガ等の事故やヒヤリ・ハット事例があった場合には職員間で 共有する。

## (6) その他

・園の状況に応じ、必要があれば、散歩マニュアルやチェックリスト、お散歩マップ、緊急時等の連絡先一覧等を作成するとともに、定期的な見直しを行う。